

山梨県公報

第百二十八号

令和二年

九月十四日

月 曜 日

目次

- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(三件)……………四六五
- 大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………四六六
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………四六七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四六七

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和二年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 山梨県家具工業株式会社 代表取締役 福田健司 山梨県甲府市德行二丁目四番二十三号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ウェルゾーン 山梨県甲府市德行二丁目二百八十六―三番
 - 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

山梨県家具工業株式会社

代表取締役 矢部正一

変更後

山梨県家具工業株式会社

代表取締役 福田健司

山梨県甲府市德行二丁目四番二十三号 山梨県甲府市德行二丁目四番二十三号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社ノジマ

代表取締役 野島廣司

神奈川県相模原市横山一丁目一番一号

外一者

変更後

株式会社ノジマ

代表取締役 野島廣司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目一番一号 JR横浜タワー二十六階 外一者

3 変更の年月日 令和二年四月一日外

三 届出年月日 令和二年八月十九日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年一月十四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンリテールストア株式会社 代表取締役 井出武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン大月店 山梨県大月市御太刀一丁目九百七十八番地一外
 - 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

イオンリテールストア株式会社 代表取締役 西松正人 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地	イオンリテールストア株式会社 代表取締役 井出武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地
一	一

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前 イオンリテールストア株式会社 代表取締役 西松正人 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地 一 外一者	変更後 イオンリテールストア株式会社 代表取締役 井出武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地 一 外一者
---	---

- 3 変更の年月日 令和二年三月一日
届出年月日 令和二年八月二十七日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和三年一月十四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

- 令和二年九月十四日 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 有限会社志保屋 取締役 上野一隆 山梨県都留市四日市場二百八十一番地一 外一者
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパー公正屋都留店 山梨県都留市四日市場三十七番地の四
- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 有限会社志保屋 代表取締役 上野房子 山梨県都留市四日市場三十七番地一 外一者	変更後 有限会社志保屋 取締役 上野一隆 山梨県都留市四日市場二百八十一番地 一 外一者
---	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前 株式会社公正屋 代表取締役 田代正美 山梨県上野原市新田八百七十三番地十	変更後 株式会社公正屋 代表取締役 杉本仁司 山梨県上野原市新田八百七十三番地十
---	---

- 3 変更の年月日 平成二十四年七月三十一日外
届出年月日 令和二年八月二十七日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和三年一月十四日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

- 令和二年九月十四日 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トリア紡コーポレーション 代表取締役 長井渡 大阪府大阪市中央区城見一丁目二番二十七号 クリスタルタワー十八階

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 甲西商業施設 山梨県南アルプス市西南湖字廻り木三百四十一番地一外
 - 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
フレスポ甲西	甲西商業施設

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社エムエル 代表取締役 望月茂光 山梨県南アルプス市西南湖三百四十一番地二 外三者	株式会社エムエル 代表取締役 望月茂光 山梨県南アルプス市西南湖三百四十一番地二 外二者

- 3 変更の年月日 平成二十八年六月一日外
- 届出年月日 令和二年八月二十八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年一月十四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和二年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンドラッグ石和店 山梨県笛吹市石和町市部字北河原八百二十二番地三十四外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番地二十三号	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一

- 3 変更の年月日 令和二年六月一日
- 届出年月日 令和二年八月二十八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年一月十四日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
令和二年九月十四日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字上海言塚千八百七番一、千八百七番六から千八百七番二十四まで、千八百十五番の一部、千八百十六番一の一部、千八百十九番の一部及び千八百四十三番の一部の区域
 - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ゴミステーション	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町河口二千八百一
番地の五 有限会社オールドホームズ 代表取締役 古屋茂